

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月20日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	群馬県
3. 市区町村名	甘楽町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.kanra.lg.jp/kurashi/todoke/index.html">http://www.town.kanra.lg.jp/kurashi/todoke/index.html</a>

執行機関名 甘楽町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	甘楽町児童生徒就学援助費支給要綱に規定されている就学援助費に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		甘楽町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 甘楽町児童生徒就学援助費支給要綱に規定されている就学援助費に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成23年法律第18号)第1条	甘楽町児童生徒就学援助費支給要綱(平成23年教育委員会要綱第1号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条に基づき、経済的な理由により就学困難と認められる児童及び生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者に対し、学校教育に必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことについて必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		甘楽町児童生徒就学援助費支給要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	甘楽町児童生徒就学援助費支給要綱第6条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第4条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	甘楽町児童生徒就学援助費支給要綱第5条の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	甘楽町児童生徒就学援助費支給要綱第2条第2号ア
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等に係る市町村民税に関する情報	保護者又は当該保護者と同一世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	甘楽町児童生徒就学援助費支給要綱第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	保護者又は当該保護者と同一世帯に属する者に係る住民票関係情報
備考		